

◇ 平成 27 年 3 月 1 日以降も、引き続き、 保険医療機関等の自己負担は免除が延長 となります。

1. 免除延長の対象者および有効期限

① 東京電力福島原発事故による帰還困難区域等（注 1）の方

… 平成 28 年 2 月 29 日まで

② 東京電力福島原発事故による所得区分（*）が上位所得者を除

く旧緊急時避難準備区域等（注 2）・旧避難指示解除準備区域等（注

3）の方

… 平成 27 年 7 月 31 日まで（更新有）

※ 旧緊急時避難準備区域等、旧避難指示解除準備区域等に該当している方で、所得区分（*）の改定により、上位所得者から一般所得者、一般所得者から上位所得者等に変動した場合には、その改定月から有効期間が変更されます。

（*）『所得区分』とは、

- ・ 上位 … 標準報酬月額 53 万円以上
- ・ 一般 … 標準報酬月額 53 万円未満

（注 1）『帰還困難区域等』とは、以下の 3 つの区域等です。

- ・ 帰還困難区域
- ・ 居住制限区域
- ・ 避難指示解除準備区域

(注2) 『旧緊急時避難準備区域等』とは、以下の2つの区域等です。

- ・ 旧緊急時避難準備区域
- ・ 平成25年度以前に指定が解除された特定避難勧奨地点(ホットスポット)

(注3) 旧避難指示解除準備区域等とは、以下の2つの区域等です。

- ・ 旧避難指示解除準備区域
- ・ 平成26年度に指定が解除された特定避難勧奨地点(ホットスポット)

2. 現在、免除の対象者となっている被保険者の方には、ジェイティ健保組合から差し替えの『免除証明書』(黄色紙)を、直接ご自宅宛てに書留郵便で2月下旬以降に順次発送しています。

免除証明書(黄色紙)が届きましたら、氏名等をご確認のうえ、住所欄に自署し、旧免除証明書(緑色紙;有効期限:平成27年2月28日)と差替えのうえ、新しい『免除証明書』(黄色紙)を医療機関への受診時に提示してください。

旧免除証明書原本(緑色紙;有効期限:平成27年2月28日)については、同封しております返信用封筒にて、ジェイティ健保組合宛てご返却ください。

なお、免除証明書を紛失等している方は、「一部負担金等免除証明書 滅失届」の提出が必要となります。

3. 入院時の食費、居住費、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はりきゅう師による施術等の自己負担額免除は、平成24年2月29日までで終了しています。